

消防防災研究助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が行う消防防災用設備等の研究・開発（以下「研究等」という。）のための事業に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付手続きを定めることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、法人若しくは法人で構成されている団体又はグループで消防防災に関する研究等の事業（その内容に公共性及び独自性を有するものであって、その事業の成果が2年以内に期待できる計画のものとする。）に積極的に取り組もうとする者とする。

(交付対象及び助成金の額)

第3条 安全センターは、次に掲げる研究等の区分により助成金を交付するものとする。ただし、交付対象となる研究等は、他の団体又は企業等から助成金等の授与を受けていないものとする。

(1) テーマ設定型

安全センターがあらかじめ設定したテーマについて研究等を行うもの。

(2) テーマ自由型

消防防災用設備等の分野において有効活用できる機器で実用化できるもの。

2 研究等の期間は、次に掲げる区分によるものとする。

(1) 1年間

(2) 2年間

3 助成金の額は、年度ごとに次に掲げる範囲以内とする。

(1) テーマ設定型は、1, 200万円

(2) テーマ自由型は、800万円

(応募手続)

第4条 安全センターは、助成金の交付対象者を募集するため、安全センターのホームページ、消防交流広場及び月刊フェスクで消防防災研究助成事業応募要領を公表する。

2 消防防災研究助成事業応募要領は、安全センター理事長が定める。

3 助成金の交付を希望する者は、研究等に係る目的、概要及び必要な事項を記載した別記様式第1号の「消防防災研究助成申請書（以下「申請書」という。）」に関する図書を添付し、別に定める期日までに安全センター理事長に申請するものとする。

(交付対象事業の決定)

- 第5条 安全センター理事長は、申請のあった研究等のうち、本事業の目的に該当するもののうち、優秀なものを交付対象事業として決定する。
- 2 安全センター理事長は、次条に定める審査委員会の審査結果を踏まえ、前項の決定をするものとする。
 - 3 安全センター理事長は、研究等が2年間のものについては、第9条第2項に定める年度ごとの評価によって、交付対象事業の継続を決定するものとする。

(審査委員会)

- 第6条 安全センターは、申請のあった研究等の審査及び研究結果の評価のために、安全センターに消防防災に関して学識経験を有する者、消防行政に精通した者、消防防災用設備等に精通した者及び安全センター役職員で構成する審査委員会を設ける。
- 2 前項の委員は、法人で構成されている団体の関係者を除くものとする。
 - 3 審査委員会は、委員の互選により委員長1名を置き、委員長は審査委員会を統括する。
 - 4 審査委員会に委員長が指名する副委員長1名を置き、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
 - 5 審査委員会の委員は、安全センター理事長が委嘱する。
 - (1) 委員の任期は、2年とする。
 - (2) 補欠のため就任した委員の任期は、前任者の残期間とする。
 - 6 委員は、安全センター理事長と守秘義務契約を締結するものとする。
 - 7 安全センター理事長は、審査委員会の審査に当たり必要に応じて特定の専門分野の知識経験を有する者を特別委員に委嘱することができる。

(審査委員会の運営)

- 第7条 審査委員会は、必要に応じて開催し、委員の2分の1以上の出席により成立する。
- 2 委員長は、安全センター理事長に対し、審査結果を報告するものとする。

(審査基準)

- 第8条 審査委員会が、交付対象事業を審査する場合の審査基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) テーマ設定型は、設定されたテーマに該当するものになっており、かつ、消防防災用設備等の技術向上・普及に資するものであること。
 - (2) 研究等を的確に遂行するに足る技術的能力を有し、その手法が、目的を達成

するために効率的であること。

- (3) 研究等の実施計画が、具体的かつ明確に設定され、かつ適切であること。
- (4) 研究体制（実施者の確保、研究設備）、スケジュール等管理体制及び連携体制等が、適切であること。
- (5) 研究に係る経理、その他の事務について適正な管理体制及び処理能力を有していること。

（審査方法及び評価方法）

第9条 交付対象事業を審査する場合の審査方法及び評価方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 研究等の審査方法は、申請書類及びプレゼンテーション等によるものとする。
- (2) 研究等の評価方法は、次に掲げる評価項目について採点し行うものとする。
 - ア 目的の適合性及び計画の具体性
 - イ 新規性及び設置された場合の効果
 - ウ 普及の可能性
 - エ 研究開発手法の効率性
 - オ 研究体制及び管理体制

(3) 前号の採点方法については、安全センター理事長が別に定めるものとする。

2 研究等が2年度にわたる場合は、年度ごとに評価を受けるものとする。

（交付決定の通知）

第10条 安全センター理事長は、交付対象事業及び助成額を決定した際は、すみやかに受諾意志を確認の上、当該申請者に別記様式第2号の「消防防災研究助成交付決定通知書」を通知するものとする。

2 交付対象事業として決定された研究等及び交付対象者は、安全センターのホームページ及び消防交流広場に公表するものとする。

（助成金の交付申請）

第11条 前条の規定に基づき決定された助成金の交付対象者（以下「助成事業者」という。）は、別記様式第3号の「消防防災研究助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）」を安全センター理事長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 助成金は、交付決定時に決定額の1/2を交付し、研究報告（中間報告を含む。）後に決定額の1/2を交付するものとする。

（研究等の変更又は研究等の中止）

第12条 助成事業者が、交付対象事業に関し重要な変更をしようとするとき、又は研

究等を中止しようとするときは、その旨を安全センター理事長に報告し、その承認を得なければならない。

(研究等の報告)

第 13 条 助成事業者は、研究結果又は研究成果を、別記様式第 4 号の「研究実施報告書」に係る図書を添付して安全センター理事長へ報告しなければならない。

2 助成事業者は、安全センター理事長から求められたときは審査委員会で報告を行わなければならない。

3 助成事業者は、研究結果等の報告書の全部又は一部について、月刊フェスク及び消防交流広場に発表をしなければならない。

4 助成事業者は、安全センター理事長から求められたときは、研究等途中においても随時、状況報告（会計も含む）を行わなければならない。

(収支の報告等)

第 14 条 助成事業者は、研究等の報告後すみやかに助成金の収支に関する報告書を作成し、安全センター理事長に提出しなければならない。

2 支出額が 10 万円を超える物品購入等については、原則として領収書（領収書が発行されない内容の場合は請求書等）を添付するものとする。

(研究等の発表)

第 15 条 助成事業者が研究等の結果又は成果を発表する場合は、安全センターから助成金の交付を受けて行ったものである旨を明らかにしなければならない。

2 助成事業者が研究等の結果又は成果を刊行物に掲載した場合は、その写しを添付して、安全センター理事長に報告しなければならない。

(その他の義務)

第 16 条 助成事業者は、研究等の結果又は成果を挙げるように最大の努力を払わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 安全センター理事長は、助成事業者が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、助成金の交付決定の取消し、又は助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

(1) 助成金の交付による研究等を中止したい旨の申し出のあったとき。

(2) 本要綱に違反のあったとき。

(3) その他助成事業者としてふさわしくない行為があったとき、又は特別な事情が

あるとき。

(知的財産権の帰属)

第 18 条 交付対象事業により得られた特許、実用新案権及び意匠権等（以下「特許等」という。）が発生する場合は、特に定めのない限り助成事業者に帰属するものとする。

2 助成事業者は、特許等の取得又は譲渡する場合は、安全センター理事長にあらかじめ報告するものとする。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付手続きに関し必要な事項は、安全センター理事長が定める。

付 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 21 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 14 日から施行する。